

議案第2号

沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜  
実施要項の一部を改正する告示について

沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜実施要項  
の一部を改正する告示を別紙のとおり定める。

平成17年7月20日

沖縄県教育委員会

沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜実施要項の一部を改正する告示

沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜実施要項（平成12年沖縄県教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

2の(6)のア中「小学科とする。）」の次に「、1コース」を加え、2の(6)のエの(ウ)中「2学期」を「12月」に改める。

3の(1)のウ中「一に」を「いずれかに」に改め、3の(4)のア中「小学科とする。）」の次に、「、1コース」を加え、「他の学科に第二志望」を「他の課程、他の学科に第二志望（コースの場合は第2希望）」に改め、3の(4)のエ中「一に」を「いずれかに」に改め、3の(4)のオの(ア)中「県外からの」を「保護者が志願者と共に沖縄県内に居住するときは、県外からの」に改め、「1月末日」を「1月25日（その日が土曜日及び日曜日に当たる場合は、その日の直前の土曜日及び日曜日でない日）」に改め、3の(4)のオ中「(イ)」を「(ウ)」とし、(ア)の次に次のように加える。

(イ) 保護者が志願者と共に沖縄県内に居住しないときは、前記(ア)の許可願と共に県外からの入学志願のための許可願に関する身元引受書（誓約書）及び身元引受人の住民票を提出しなければならない。

3の(5)のアの(ア)中「、通学区域内において」を削り、「課程又は学科」を「課程、学科又はコース」に改め、3の(5)のオ中「第二志望」の次に「（コースの場合は、第2希望）」を加え、3の(5)のカを削る。

3の(6)のウに次のただし書きを加える。

ただし、高等学校長が特に必要と認める場合は、4対6から6対4の範囲内で教育長と協議して定める比重とすることができる。

4の(1)のイ中「一に」を「いずれかに」に改め、4の(3)のアの(ア)中「、通学区域に関する規則により定められた第2次募集に係る通学区域内に所在し」を削る。

6の(1)中「卒業見込みの者」の次に「( 県立久米島高等学校においては連携型中学校を募集年度の前年度に卒業した者を含む。 )」を加え、6の(5)のア中「1学科」の次に「、1コース」を加え、6に次のように加える。

(11) 連携型中学校以外の者の推薦入学について

連携型中学校以外の者については、募集定員の10%以内の範囲内で入学することができる。出願資格等については、「2 推薦入学」に準ずる。

10の(2)中「検査票を」の次に「募集年度の3月末日までに」を加える。

#### 附 則

この告示は、平成 年 月 日から施行する。

## 改正の理由

### 1 (コース名の明記)

コースで募集している学校への出願は、その1コースに出願となっているが、これまでコースについては明記していなかったため、明記する。

### 2 (課程や第2希望の明記)

従来、「第二志望」については、他の課程や学科について記入し、コースの場合は「第2希望」の欄に記入しているが、これまで明記されていなかったため、明記する。

### 3 (調査書の記入期限)

調査書の学習の記録については3年の欄は2学期までのものとしていたが、近年3学期制から2学期制へ移行した中学校も増えており、12月までとする。

### 4 (県外からの志願)

県外からの志願者の場合、保護者の動向により、提出書類が異なり、また、1月末日の期限ではその後の手続きに時間がなく、1月25日までとする。

### 5 (志願変更)

平成17年度入試において全日制普通科の通学区域が拡大され7通学区域となり、通学区域外からでも定員の10%以内の範囲で入学できるようになったが、学区外からの志願では志願変更が認められていなかった。受検機会の均等ということからも、志願変更ができるとする。

### 6 (比重)

調査書と学力検査の比重は「原則として5対5」としていたが、全国的にも比重の弾力化が進められている中、特色ある学校づくりを推進するためにも、4対6から6対4の範囲内で学校長と教育長が協議の上定めることとする。

### 7 (久米島の連携入試)

連携型の久米島においては久米島高等学校以外に高等学校がなく、前年度不合格者は自動的に島外に受検校を定めなければならなくなっている。前年度に連携型入試を導入した久米島地区にお

いては特殊事情ということも考慮して、連携型入試の中で受検機会を与える。

8 (連携型高校への推薦出願)

連携型の高等学校においても学校の活性化、特色化、魅力ある学校づくりを推進するためにも、連携型中学校からの生徒だけでなく、推薦の際に広く出願できるようにする。ただし、連携型中学校からの出願者を圧迫しないよう定員の10%以内とする。

9 (諸書類の提出期限)

中学校長から進学した高等学校長へ提出する書類の提出期限について明記されていなかったのをこれを明記する。

10 (その他)

その他、字句の改正を行う。

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>2 推薦入学 (6) 出願手続 ア 志願者は、沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則（平成16年沖縄県教育委員会規則第7号。以下「通学区域に関する規則」という。）により定められた通学区域の1校、1課程、1学科（普通科以外は、小学科とする。）に<u>1コース</u>に出願することができる。 エ 中学校長は、被推薦者に係る次の書類に入学考査料を添えて志願先高等学校長に出願期間内に一括して提出するものとする。 (ウ) 調査書（第2号様式） ただし、「①各教科の学習の記録」の3年の欄は<u>12月</u>までのものとする。 (カ) 確約及び証明書（第5号様式）（前記2の(6)のイの(エ)で提出のあった者に限る。）</p>	<p>2 推薦入学 (6) 出願手続 ア 志願者は、沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則（平成16年沖縄県教育委員会規則第7号。以下「通学区域に関する規則」という。）により定められた通学区域の1校、1課程、1学科（普通科以外は、小学科とする。）に出願することができる。 エ 中学校長は、被推薦者に係る次の書類に入学考査料を添えて志願先高等学校長に出願期間内に一括して提出するものとする。 (ウ) 調査書（第2号様式） ただし、「①各教科の学習の記録」の3年の欄は<u>2学期</u>までのものとする。 (カ) 確約及び証明書（第5号様式）（前記2の(6)のイの(エ)で提出のあった者に限る。）</p>
<p>3 一般入学 (1) 出願資格 ウ 学校教育法施行規則第63条各号の<u>いずれか</u>に該当する者 (4) 出願手続 ア 志願者は、通学区域に関する規則により定められた通学区域の1校、1課程、1学科（普通科以外は、小学科とする。）<u>、1コース</u>に出願することができる。ただし、同一校における<u>他の課程、他の学科に第二志望</u>（コースの場合は<u>第2希望</u>）を出願することができる。 ウ 出身中学校長は、志願者に係る次の書類に入学考査料を添えて志願先高等学校長に出願期間内に一括して提出するものとする。 (キ) 確約及び証明書（第5号様式）（前記3の(4)のイの(ウ)で提出のあった者に限る。） エ 学校教育法施行規則第63条各号の<u>いずれか</u>に該当する志願者は、次の書類に入学考査料を添えて志願先高等学校長に提出しなければならない。</p>	<p>3 一般入学 (1) 出願資格 ウ 学校教育法施行規則第63条各号の<u>一</u>に該当する者 (4) 出願手続 ア 志願者は、通学区域に関する規則により定められた通学区域の1校、1課程、1学科（普通科以外は、小学科とする。）に出願することができる。ただし、同一校における<u>他の学科に第二志望</u>を出願することができる。 ウ 出身中学校長は、志願者に係る次の書類に入学考査料を添えて志願先高等学校長に出願期間内に一括して提出するものとする。 (キ) 確約及び証明書（第5号様式）（前記3の(4)のイの(ウ)で提出のあった者に限る。） エ 学校教育法施行規則第63条各号の<u>一</u>に該当する志願者は、次の書類に入学考査料を添えて志願先高等学校長に提出しなければならない。</p>

オ 志願者が県外の中学校出身者で保護者も県外に居住している場合は、次の手続きによる。

(7) 保護者が志願者と共に沖縄県内に居住するときは、県外からの入学志願のための許可願（第4号様式）を募集年度の1月25日（その日が土曜日及び日曜日に当たる場合は、その日の直前の土曜日及び日曜日でない日）までに教育長に提出し、許可を受けなければならない。

(1) 保護者が志願者と共に沖縄県内に居住しないときは、前記(7)の許可願と共に県外からの入学志願のための許可願に関する身元引受書（誓約書）及び身元引受人の住民票を提出しなければならない。

(2) 前記(7)の許可願、入学志願書（第1号様式）、調査書（第2号様式）及び志願先高等学校長が必要と認める書類に入学査料を添えて志願先高等学校長に提出しなければならない。

(5) 志願変更及び手続  
ア 志願変更

(7) 入学志願締切りの結果、志願者が定員を超えた学科に出願した者のうちで、出身中学校長及び志願先高等学校長が適当と認めた者は、志願した高等学校、課程、学科又はコースの変更（以下「志願変更」という。）を行うことができる。

オ 志願変更をする者は、返却された入学志願書に変更すべき事項（※印の欄）を記入し、「3 一般入学」の「(4) 出願手続」に準じて入学志願書類（同一課程への志願変更をする場合、入学査料は不要）を所定の期間内に志願変更先高等学校長に提出すること。ただし、第二志望（コースの場合は、第2希望）の変更については、志願先高等学校長に志願変更願（第6号様式）で申し出るだけでよい。

(6) 選抜の方法  
ウ 選抜は、調査書（第2号様式）及び学力検査等の成績を資料として行い、調査書（第2号様式）と学力検査等の成績との比重は、原則と

オ 志願者が県外の中学校出身者で保護者が県外に居住している場合は、次の手続きによる。

(7) 県外からの入学志願のための許可願（第4号様式）を募集年度の1月末日までに教育長に提出し、許可を受けなければならない。

(1) 前記(7)の許可書、入学志願書（第1号様式）、調査書（第2号様式）及び志願先高等学校長が必要と認める書類に入学査料を添えて志願先高等学校長に提出しなければならない。

(5) 志願変更及び手続  
ア 志願変更

(7) 入学志願締切りの結果、志願者が定員を超えた学科に出願した者のうちで、出身中学校長及び志願先高等学校長が適当と認めた者は、通学区域内において、志願した高等学校、課程又は学科の変更（以下「志願変更」という。）を行うことができる。

オ 志願変更をする者は、返却された入学志願書に変更すべき事項（※印の欄）を記入し、「3 一般入学」の「(4) 出願手続」に準じて入学志願書類（同一課程への志願変更をする場合、入学査料は不要）を所定の期間内に志願変更先高等学校長に提出すること。ただし、第二志望の変更については、志願先高等学校長に志願変更願（第6号様式）で申し出るだけでよい。

カ 通学区域に関する規則第3条第2項に規定する通学区域外からの志願者については、志願変更を認めない。

(6) 選抜の方法  
ウ 選抜は、調査書（第2号様式）及び学力検査等の成績を資料として行い、調査書（第2号様式）と学力検査等の成績との比重は、原則と

して5対5とする。ただし、高等学校長が特に必要と認められる場合は、4対6から6対4の範囲内で教育長と協議して定める比重とすることができる。

4 第2次募集

(1) 出願資格

イ 定時制課程へ出願できる者は、学力検査を受検し、県立高等学校に合格しなかった者及び「3 一般入学」の「(1) 出願資格」の各号のいずれかに該当する者で学力検査を受検しなかったものとする。

(3) 出願手続

ア 一般入学の学力検査を受検した者は次の手続による。

(7) 志願者は、当該年度に第2次募集を実施する高等学校の1校・1学科・1コースに出願することができる。この場合、同一校における他の学科・コースに第2志望を出願することができる。ただし、当該年度の学力検査を受検した高等学校の同一学科・コースに出願することはできない。

6 連携型中高一貫教育に係る入学者選抜

(1) 出願資格

連携型中学校を募集年度の3月に卒業見込みの者（県立久米島高等学校においては連携型中学校を募集年度の前年度に卒業した者を含む。）

(5) 出願手続

ア 志願者は、原則として連携型高等学校の1課程、1学科、1コースに出願することができる。

(10) 不合格者の再出願

(11) 連携型中学校以外の者の推薦入学について

連携型中学校以外の者については、募集定員の10%以内の範囲内で入学することができる。出願資格等については、「2 推薦入学」に準ずる。

して5対5とする。

4 第2次募集

(1) 出願資格

イ 定時制課程へ出願できる者は、学力検査を受検し、県立高等学校に合格しなかった者及び「3 一般入学」の「(1) 出願資格」の各号の一に該当する者で学力検査を受検しなかったものとする。

(3) 出願手続

ア 一般入学の学力検査を受検した者は次の手続による。

(7) 志願者は、通学区域に関する規則により定められた第2次募集に係る通学区域内に所在し、当該年度に第2次募集を実施する高等学校の1校・1学科・1コースに出願することができる。この場合、同一校における他の学科・コースに第2志望を出願することができる。ただし、当該年度の学力検査を受検した高等学校の同一学科・コースに出願することはできない。

6 連携型中高一貫教育に係る入学者選抜

(1) 出願資格

連携型中学校を募集年度の3月に卒業見込みの者

(5) 出願手続

ア 志願者は、原則として連携型高等学校の1課程、1学科に出願することができる。

(10) 不合格者の再出願



新	旧
<p>10 その他</p> <p>(2) 中学校長は、進学した者について、学校教育法施行規則第12条の3第1項に規定する中学校生徒指導要録の抄本又は写し並びに学校保健法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第6条第1項に規定する生徒健康診断票及び歯の<u>検査票を募集年度の3月末日までに</u>高等学校長に提出する。</p>	<p>10 その他</p> <p>(2) 中学校長は、進学した者について、学校教育法施行規則第12条の3第1項に規定する中学校生徒指導要録の抄本又は写し並びに学校保健法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第6条第1項に規定する生徒健康診断票及び歯の<u>検査票を</u>高等学校長に提出する。</p>